

令和8年3月5日

東北町議会議長 田 嶋 悟 殿

総務企画常任委員会  
委員長 沼 山 英 隆

### 所管事務調査報告書

本委員会は所管事務の調査について、下記のとおり会議規則第47条の規定により報告します。

#### 記

- 1 開催期日 令和8年2月18日（水）
- 2 開催場所 役場議員控室
- 3 調査事項

- (1) 所管事務調査

- 総務課 ・ 空家対策事業について

- 4 調査結果

本委員会は、閉会中の調査事項でありました所管事務について、町側から副町長及び担当課長の出席を求め、開催しました。

調査の方法は、町側から説明を求め、その後質疑を行いました。

以下、調査の概要と質疑等のありました主なものについて、報告いたします。

## 総務課

### ・空家対策事業について

#### 1 事業の概要

##### ① 空家除却促進事業費補助金

町内で増加している空家の解消、適切な管理及び生活環境の改善を促進するため、空家の除却を実施する所有者に対して除却費用の一部を補助する。

##### ② 空家リフォーム事業費補助金

町内にある空家の利活用を通じて、移住の促進や地域交流の活性化を図る所有者や移住者に対して空家のリフォーム工事費用の一部を補助する。

#### 2 補助件数、補助金額及び財源内訳

##### ① 補助件数：5戸

補助金額：除却に要する費用の1/2（限度額50万円）

財源内訳：住宅市街地総合整備事業費補助金 2/5

過疎対策事業債（ソフト分） 3/5

##### ② 補助件数：3戸

補助金額：リフォーム費用の1/2（限度額100万円）

財源内訳：住宅市街地総合整備事業費補助金 1/3

過疎対策事業債（ソフト分） 2/3

#### 3 事業の取組状況について

各事業の補助件数及び補助金額、各要綱の内容等については空家等対策協議会において検討、協議済みである。予算については、決定した金額や件数を基に令和8年度当初予算へ計上済みである。

#### 4 今後の取組について

令和8年度当初予算の可決後に、町広報紙やホームページ等で町民へ周知し、事業を実施していく。

**【質疑】** 現在、我が町に空き家がどの位あるのか教えて下さい。

**【回答】** 現在の空き家状況ですが、5年に1度行っている国の住宅土地統計調査（直近令和5年度）では770戸です。町でも令和5年に、ゼンリンが保有する空き家と思われる対象候補の調査をしたところ896軒でした。

それを受けて、令和6年度に、水道の閉栓情報や住民基本台帳の情報をを用いて、ふだんは空き家だが管理されているという捉え方をして、それを突合した場合407軒に減りました。

今年度は、その407軒の中で100軒の現地調査をし、現在は77軒ほど減っている状況です。よって今現在では330軒が空き家だろうと把握していますが、まだ全部調査に入っていないので、今後時間を見つけながら調査して行くことになっています。

【質疑】把握している空き家のうち、倒壊のおそれがあるような空き家はどのくらいあるか。

【回答】危険な空き家（特定空家）と確定するためには、専門の方が現地を見て特定し、協議会にかけて認定するという事になっているので、現状ではまだ手続はしていませんが、町民からの問合せにより、今年度は1軒崩れそうなところは案内して、撤去に至っています。あと一か所危ない空き家があり、そこについても所有者と連絡を取って、近々撤去するという連絡を受けております。

【質疑】例えば、風が強い時に屋根が飛んだりなど様々な被害がこれから先は多くなると思うが、所有者負担での撤去が難しい場合、町として強制撤去できるような体制はありますか。

【回答】制度上、特定空家に指定された場合は、本当に危ないということになると、所有者等に連絡して、行政代執行といった形で撤去するという手続はできることになっています。

【質疑】空き家バンクの登録件数と取引の状況を教えてください。

【回答】登録件数は1月末時点で5件、上北地区4件、東北地区1件です。

令和7年度については、新規の登録が2件あり、年度中に1件の取引が成立しています。

【質疑】除却費用の補助について、幾らかでも安くするために、個人で解体して中部の最終処分場を利用した場合は対象になるのか。

【回答】要綱では資格のある業者をお願いすることになっており、個人で解体して処分することは想定していません。国交省で解体費用の基準額をだしており、それをベースにしたものと、業者からの見積書と、どちらか安いほうで補助申請していただく要綱となっております。

## 総務課

- ・補正予算の概要説明

## 東北支所（選挙管理委員会）

- ・補正予算の概要説明

## 財政課

- ・補正予算の概要説明

## 企画課

- ・補正予算の概要説明

## 税務課

- ・補正予算の概要説明

## 会計課

- ・補正予算の概要説明

## その他

## 財政課

### ・町営農村集合住宅について（令和7年11月常任委員会調査事項に対する状況報告）

菩提寺集落にある町営農村集合住宅は、町の所有地（大字大浦字東道ノ下23番の3、面積4,477.83㎡）に、昭和38年から39年にかけて3棟の住宅が建設されています。

昭和39年3月に、設置者の上北町、管理者の菩提寺月山農場、入居者14名で、町営菩提寺農村モデル共同住宅に関する契約書を取り交わし、現在は2世帯の方が入居しているようです。

取り壊しについては、現在入居者がいることや、当時の契約書の内容から、設置者の町の一存で取り壊しが出来ないものと考えられるので、現状のまま維持していくになると思います。

また、畜舎については、民地に建設されているので、個人の管理となっているようです。

## 企画課

### ・台湾台北市士林区との友好交流に関する締結について

令和8年2月5日に、台湾・台北市士林区と、人的交流、教育、観光、文化、芸術、経済、農業、環境など、幅広い分野における交流及び協力を深めることで合意し、友好交流協力に関する覚書を締結しました。

締結式は士林区役所において執り行われ、士林区の林区長と長久保町長が覚書に署名後、田嶋議会議長が立会人として署名しました。

今回の訪問には、町長及び議会議長、副議長、各常任委員長及び町職員が参加し、締結式のほか、天母國民中學や現地の農園及び台北舞台芸術複合施設等を視察し、教育、農業、文化分野を中心に、関係者と意見交換を行いました。

今後は、士林区との連携をさらに深め、友好的な関係を維持しながら本町の魅力を発信し、特産品のPRや観光インバウンド誘致を促進することにより地域経済の活性化につなげていきたいと考えています。